平成２１年（フ）第１０５８号
千葉県船橋市芝山６丁目58番７号
債務者　和田喜久榮
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０６４号
千葉市稲毛区長沼町259番地31
債務者　赤堀　和彦
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０７４号
千葉県習志野市実籾１丁目29番７号　岡田テラスハウス３号
債務者　西野　博昭
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第４５３号
静岡県沼津市大塚990番地の11　県営原団地Ｌ―408
債務者　佐藤　昌代
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２９１７号
名古屋市緑区高根台813番地　サンピア高根台Ａ棟205号
債務者　中川　正人
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９１８号
名古屋市緑区高根台813番地　サンピア高根台Ａ棟205号
債務者　中川真由美
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４５２号
大阪府河内長野市三日市町240番地の１　三日市グリーンハイツ202号
債務者　尾田　靖夫
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４５３号
大阪府河内長野市三日市町240番地の１　三日市グリーンハイツ202号
債務者　尾田　繁子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４８２号
堺市美原区平尾1984番地４、前住所大阪府東大阪市花園西町１丁目11番29号
債務者　川原清太郎
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４８６号
堺市南区高倉台３丁２番１―1304号
債務者　浅見　辰雄
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５７１号
大阪府松原市天美北３丁目21番７号
債務者　川端　信雄
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６６９号
福岡県前原市大字荻浦488番地の17
債務者　中田　健一
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６７０号
福岡県前原市大字荻浦488番地の17
債務者　中田　　忍
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７１９号
福岡市城南区東油山１丁目11番１―502号
債務者　松木　幹雄
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７２０号
福岡市城南区東油山１丁目11番１―502号
債務者　松木由美子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７６８号
福岡県糟屋郡須恵町大字旅石72番地29
債務者　井原　真希
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７７６号
福岡県朝倉市古毛623番地１
債務者　林　　康男
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部